

# アルコールチェックの義務化について 2011年5月1日施行



○2011年5月1日、点呼時にアルコール検知器の使用を義務づける等の法改正が施行されました。

- ・事業者は点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合は目視等で確認する他、アルコール検知器を使用しなければなりません。
- ・事業者は営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければなりません。
- ・このため事業者は、アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認しなければなりません。
- ・電話点呼時は運転者にアルコール検知器を携帯させ、検知結果を報告させる等により行うことになりました。

## エフアンドケイでは



- 今までもアルコールチェックを点呼時に行っておりましたが、法改正に伴い新しい機器の導入を行いました。これにより正確な検知結果の報告とデータの保存を行い厳格に対応しております。
- 帰着時もアルコールチェックを行っております。
- アルコール反応が出た場合、対象のドライバーは出勤停止とします。

Point ! アルコールチェックにより飲酒運転、飲酒運転が起因の事故を撲滅させると共にドライバーの飲酒抑制による体調管理の向上も期待できます。

**エフアンドケイでは飲酒事故を撲滅させる為法令を遵守し安全運転を行います！**



ISO 14001 認証取得

株式会社 エフアンドケイ

〒612-8245 京都市伏見区横大路下三栖宮ノ後80番地  
TEL075-604-6668 FAX075-602-1138

< 京都府病院協同組合指定業者 >

まずは気兼ねなくご相談を。



0120-59-9000

E-mail: [fandk@f-and-k.com](mailto:fandk@f-and-k.com)

<http://www.f-and-k.com>